

(素案)

資料2

舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の 中間見直しについて

答 申

令和2年 月 日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

目次

1.はじめに	1
2.廃棄物に関する動向	2
3.ごみ処理の状況について	3
(1)1人1日あたりごみ量	3
(2)資源化率	3
(3)最終処分量	4
(4)施設の課題	5
①直接搬入の課題	5
②施設整備について	5
(5)今後のごみ処理について	5
4.計画見直しに向けて	6
(1)計画見直しに向けた審議会での議論について	6
(2)計画見直しについて	7
5.答申	8
(1)基本理念について	8
(2)基本方針	9
(3)計画期間	10
(4)基本方針に向けた具体的施策	11
基本方針1 3R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進	11
基本方針2 住み続けられる持続可能な地域	16
基本方針3 パートナーシップで取り組む	22
(5)ごみ減量の目標	26
添付資料	31

1. はじめに

近年、あらゆるごみについて、ごみの排出量の増大や質の多様化が進み、循環型社会への転換が求められている。そのため、国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)の改正、各種リサイクル法の制定など、循環型社会形成を目指して法の整備が進められてきた。

さらに、世界的には、平成 27 年の国連総会において令和 12 年までの新たな国際目標として『持続可能な開発目標(SDGs)』が採択され、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ごみ対策の推進等について、日本をはじめ、先進国が率先して取り組むこととされている。国においては、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)の公布や、「プラスチック資源循環戦略」の策定などが行われている。

本市においては、平成 17 年度に可燃ごみの有料化を実施し、以降、ごみの減量や資源化、適正処理に向けて様々な施策を展開してきたが、環境負荷の低減と資源の有効な活用、ごみ処理の効率化などの観点から、ごみの発生抑制、分別の推進に向けたさらなる取り組みを進める必要があり、市では、令和元年度に不燃ごみの分別区分を 7 種 9 分別とし、ペットボトルの単独分別収集とプラスチック製包装類の分別収集・資源化を実施し、ごみの減量化・資源化に取り組んでいるところである。

こうした流れを踏まえ、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会(以下「本審議会」という。)では、平成 31 年 3 月 25 日に舞鶴市長から、「ごみ処理基本計画の中間見直し」(以下、「基本計画の見直し」という。)「ごみ処理手数料の見直し」の 2 つの事項について諮問を受けた。

諮問に際しては、市から、「ごみ処理手数料の見直し」は「基本計画の見直し」において重要な事項であるため先行して審議し、中間答申として方針提示すること、そして、その議論を踏まえて、「基本計画の見直し」について審議することについて要請を受けた。

本審議会では、令和元年 11 月 26 日に「ごみ処理手数料の見直し」について中間答申をとりまとめ、その上で、昨今の廃棄物施策に係る国の動向等を考慮し、本市の今後のごみ処理の方向性について長期的な視野に立ち審議を行った。

このたび、本審議会の意見をとりまとめたので、ここに答申するものである。

令和 2 年 月 日
舞鶴市廃棄物減量等推進審議会
会長 山 川 肇

2. 廃棄物に関する動向

大量生産・大量消費の経済社会は、天然資源の大量消費、大量廃棄物の社会を形成している。資源循環を持続可能なものとするため、消費の見直し、効率を向上することが求められている。

平成 27 年9月の国連総会において令和 12 年までの新たな国際目標として『持続可能な開発目標(SDGs)』が採択され、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ごみ対策の推進等、廃棄物の問題に対する国際的な関心が高まっており、日本をはじめ、先進国が率先して取り組むこととされている。

SDGs は 17 の目標を掲げており、目標 12 の「つくる責任つかう責任 一持続可能な消費と生産のパターンを確保するー」では、小売・消費段階の食品ロス・食品廃棄物の半減をはじめ 3R の推進による廃棄物の大幅削減が盛り込まれ、目標 14 の「海の豊かさを守ろう 一持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用するー」では海洋プラスチックごみ(レジ袋、ペットボトルなど)などの海洋汚染を大幅に削減することが盛り込まれている。

日本では、食品ロスは 612 万t(平成 29 年度)と推計され、1,300 万人の東京都民が1年間に食べる食品の量に匹敵する膨大な量となっている。このため、国は「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年6月)および「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)に基づく新たな基本方針(令和元年7月)において、家庭系および事業系の食品ロス量を令和 12 年度(2030 年度)までに平成 12 年度(2000 年度)比で半減するという目標を掲げている。また、令和元年10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減法)が施行され、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進することが宣言されるなど、今後、具体的な取り組みが本格化することが期待されている。

また、プラスチックに関しては、「循環型社会形成推進法」の基本原則に則り、プラスチックの 3R や適正処理を率先して進めているが、一方でワンウェイの容器包装廃棄量(1人当たり)が世界で二番目に多いと言われている。このため、「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5 月)を策定し、これに基づく施策を国として推進しようとしている。

本市では、平成 28 年に一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定し、ごみ減量、資源化に取り組んできた。令和元年度には不燃ごみ 7 種 9 分別を全市で実施し、ペットボトルの資源化量は 1.2 倍に、プラスチック容器包装類の資源化量は 2.2 倍になり、資源化率は 1.4% 増の 14.3% と大きな成果を得たところである。

しかし、近年、国際的な取り組みや、国内での取り組みは加速化しており、本市においても、計画の見直しにあたってはこうした変化を踏まえた対応が求められる。

3. ごみ処理の状況について

(1) 1人1日あたりごみ量

	舞鶴市(総排出量)	京都府	全国	国の基本方針
H30	912g(27,244t)	838 g	918 g	
R1	884g(26,185t)	(未公表)	(未公表)	850g(目標:R7年)

(環境省の一般廃棄物実態調査(平成30年度))

舞鶴市の1人1日あたりごみ排出量は、ここ数年はゆるやかな減少傾向にあるものの、京都府平均と比較すると本市の排出量は多く、京都府府内15市中、13番目となっており、ごみ減量、発生抑制の余地は大きい。

生活系ごみ

	舞鶴市(総排出量)	京都府	全国	国の目標
H30	532g(15,907t)	410g	505g	440g(目標:R7) (資源ごみ除く)
	641g(19,165t)	521g	638g	
R1	523g(15,487t)	(未公表)	(未公表)	
	638g(18,900t)			

注)上段は資源ごみを除いた数値、下段は資源ごみを含んだ数値を示す。

事業系ごみ

	舞鶴市(総排出量)	京都府	全国	国の目標
H30	271g(8,079t)	317g	280g	
R1	246g(7,285t)	(未公表)	(未公表)	

生活系ごみ量、事業系ごみ量のいずれについても減量・資源化の余地は大きいものと考えられる。実際、府内15市中生活系ごみは6番目に多く、事業系ごみは5番目に多くなっている。特に生活系ごみ量は市のごみ全体の約70%を占める可燃ごみでの減量が急務となっている。

(2) 資源化率

	舞鶴市	京都府	全国	国の目標
H30	12.9%	15.9%	19.9%	
R1	14.3%	(未公表)	(未公表)	約27%(目標:R2)

家庭系可燃ごみの主な内訳

	舞鶴市		全国	
	割合	重量	割合	重量
家庭系可燃ごみ	100%	452g	100%	423g
食品	40.2%	181.7g	43%	181.9g
紙類	37.1%	167.7g	34%	143.8g
プラスチック類	8.6%	38.9g	9%	38.1g
剪定枝類	8.0%	36.1g	11%	46.5g
衣類・布	3.4%	15.4g	3%	12.7g
カバン・靴	1.3%	5.9g	—	—
不燃ごみ	1.4%	6.3g	0%	0.0g

【R1 舞鶴市袋サンプリングによる家庭系可燃ごみ組成調査】

※重量は、令和元年度 1 人 1 日あたり家庭系可燃ごみ量の数値を上記
調査結果を乗じて算出

資源化率については、全国平均、京都府平均のいずれも下回り、京都府内 15 市中 14 番目となっている。

こうした中、市では、不燃ごみ 7 種 9 分別収集を平成 31 年 4 月から開始し、新たにプラスチック包装・袋類を分別収集・資源化の対象としたところである。これにより、令和元年度には前年比で 1.4% 増となっており、市民の協力のもとで本市の資源化率は大きく向上した。

一方、本市のごみの特性を見ると、可燃ごみには紙類が多く含まれており、近年の全国推計では可燃ごみの 34% が紙類とされているが、本市では 37% となっている。

このように本市ではリサイクル可能な紙類が『ごみ』として処分されており、可燃ごみの一層の分別が可能であると考えられる。

(3) 最終処分量

	舞鶴市(総埋立量)	京都府	全国
H30	53kg/人・年(4,365t)	41kg/人・年	30kg/人・年
R1	51kg/人・年(4,106t)	(未公表)	(未公表)

中間処理後の最終処分量(埋立ごみ量)に関しては、市民 1 人あたりの年間の最終処分量は、全国平均、京都府平均のいずれよりも多く、ごみ処理の効率化を図るとともに、不燃ごみとして排出する際の分別をさらに進めることが求められる。

(4)施設の課題

①直接搬入の課題

【直接搬入台数】

	清掃事務所			リサイクルプラザ
	事業所	一般(個人)	合計	
平成11年	25,589	42,802	68,391	64,179
令和元年	25,939	231,384	257,323	135,780

20年前と比較すると、清掃事務所への直接搬入台数は約3.8倍、個人の搬入台数は約5.4倍になっている。また、リサイクルプラザの搬入台数は約2.1倍になっており、こうした搬入台数の増加は施設周辺の渋滞を招き、生活環境悪化への懸念の要因ともなっている。

②施設整備について

現在、市では、最終処分場の埋立地の増設、清掃事務所(焼却施設)の長寿命化工事を進めているところであり、近年中には、リサイクルプラザの大規模改修を予定している。

こうした施設整備も、整備後の供用可能年数は15年程度であり、将来的なごみ処理体制を維持するためには、新たな施設整備の検討が必要となる。

将来に向け、今のごみ量をどの程度まで減量し、将来の施設整備規模を小さくできるかにより、将来的な施設整備費用には大きな差が生じることを市民にしっかりと伝える必要がある。

(5)今後のごみ処理について

これから持続可能な地域づくりに向けては、さらなる3R(ごみの減量、再使用、資源化)を進め、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指す必要がある。

そのためには、今のライフスタイルを転換すること、つまり、生活習慣や行動、経済活動の転換や見直しを進めることが重要となる。

もっとも、こうした転換や見直しは容易に進むものではない。しかし、今の世代が最大限の努力をしないまま将来の世代に大きな負担を負わせることがないように、市民・事業者が本市の状況を深く理解した上で、ごみに関する行動や習慣を見直し、しっかりと3Rを推進しなければならない。

4. 計画見直しに向けて

(1) 計画見直しに向けた審議会での議論について

ごみの処理は、1954 年の清掃法制定以降、自治体が関与し実施することとなり、当時は公衆衛生の確保、公害防止や生活環境の保全を主な目的としていた。

1980 年代からは、最終処分場の確保の問題や循環型社会の構築に向け、ごみのリサイクル、また、ごみの減量施策が進められてきた。

現在では、ごみ減量・分別の取り組みは一定程度定着し、市民においてはごみの排出ルールや分別ルールを通じて、ごみ減量、資源化に取り組んでおり、ごみ減量・分別の取り組みは市民の責務になっていると言える。

近年、地域社会の高齢化が進み、市民の生活様式・ライフスタイルは多様化し、さらには、人口減少に伴い地域活動の担い手の減少が進んでいる。

ごみの適正処理や 3R の推進に向けては、地域社会の協力が不可欠となる。しかし、これまでのごみ処理体制を同じかたちで維持するだけでは、市民が等しくごみを処理し、3R に参画できない状況が散見されるようになってきた。

その一方で、国連における SDGs の採択を契機として、国際的な協調の下で食品ロスの問題やプラスチックの削減・資源化、海洋プラスチック問題などの取り組みが強化されつつある。我が国においても例外ではなく、ごみの減量・資源化に対する社会的要請は年々高まっている。

こうした中、第 4 期の審議会では「循環型社会の形成に向けた新たな取り組み」について議論し、「ペットボトルの単独分別収集と、プラスチック製包装類の分別収集・資源化」「リデュース、リユースの推進」「ライフスタイルの変化や高齢化への対応」について答申し、3R の推進と合わせて、市民が等しくごみを処理し、3R に取り組むことができる仕組みづくりの必要性について提言している。

第 5 期審議会では、第 4 期審議会での答申や議論を基礎にして、諮問事項の 1 つである「ごみ処理手数料の見直し」について、「埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類の処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収は、ごみ処理体制の維持、3R の推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に資するものであり、導入すべき」と中間答申しした。

その一方で、市民が等しくごみを処理し、3R に参画できる仕組みづくりと市民の利便向上を目的に、手数料見直しによる新たな財源を活用し、ペットボトル・プラスチック容器包装類の月 2 回収集や高齢者等の排出困難者を対象とする戸別収集などの排出困難者への支援等について提言した。

このように、自治体に求められる廃棄物処理施策は時代とともに変化しており、果

たすべき役割は、廃棄物の適正処理にはとどまらないものとなってきている。こうした中、第5期審議会だけではなく、第4期審議会においても、現在の地域課題に関する重要な論点について、多様な立場から議論を行ってきた。

(2) 計画見直しについて

現在の舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(計画期間:平成28年度～令和7年度)は、平成28年に策定し、ごみの減量・資源化施策を推進してきたところである。

今般、舞鶴市長から諮問を受けた「舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直し」の検討にあたっては、次の事項を考慮する。

①SDGs や第4期循環型社会形成推進計画等、廃棄物に関する昨今の動向について

廃棄物に関する国の目標と可能な限り整合を図った計画とし、本市のごみに関する取り組みが国際的な取り組みや国の取り組みと関係していることを市民が意識できる計画とする。

②「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直し」に係る中間答申について

計画を見直す上で重要な事項となる「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の見直し」については、舞鶴市長の諮問に対し中間答申(別添資料)により一定の方向性を示した。

中間答申では、不燃ごみ3品目(埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類)の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収を行うこととし、この手数料見直しに合わせて、ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集、排出困難者向けの戸別収集、在宅医療等廃棄物の排出方法の見直しを行うこととしている。

本計画の改定では、同中間答申に基づき令和2年8月に市が策定した『ごみ処理手数料の見直し方針』を盛り込むこととする。

③審議会での議論の反映

第4期審議会では、ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応、また、コミュニティの活性化などに関して、本市の社会環境の変化を踏まえた問題提起や提案を行っていることから、第5期審議会での議論に加えて、第4期審議会の答申や議論を考慮する。

5. 答申

この一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しは、基本計画について初めて審議会で議論するものであること、また、平成28年の計画策定以降、本市の廃棄物の取り巻く状況が変化していること、さらには、既存計画における主要な施策の実施について概ねその方向性が固まっていることを考慮し、今回の計画見直しでは、計画の基本理念、基本方針を含めた全面的な見直しとし、令和3年度を初年度とした10年計画の策定について次のとおり答申する。

(1) 基本理念について

持続可能な地域の基盤の一つは、環境面、財政面両面における持続可能なごみ処理体制である。ごみの埋立地はどこにでも、いくつでも造ることができる施設ではなく、また、清掃事務所やリサイクルプラザも数十年単位で施設更新に多額の費用を要する。このため、市民一人ひとりがごみの適正処理と3Rに取り組み、将来の環境負荷と施設整備による財政負担を小さくすることが必要となる。

また、ごみの適正処理、減量・分別は、国際的にも不可欠な取り組みとなっており、国民として、また、市民としての社会的責務になっている。このため、市民がその責務を果たすため等しく参画できる仕組みづくりが不可欠となる。

3Rの取り組みは、今の生活習慣や行動、経済活動の手法を変えることであり、容易に進むものではない。しかし、今の世代が最大限の努力をしないまま将来の世代に大きな負担を負わせることがないように、市民・事業者が連携して、本市のごみの状況を深く理解し、ごみに関する行動や習慣を見直し、しっかりと3Rを推進しなければならない。そして持続可能な地域としてこの舞鶴を未来に引き継がなければならぬ。

以上の考えのもと、本計画の基本理念は次のとおりとする。

基本理念

地域のみんなでごみの適正処理と3Rを推進し、
持続可能な「誰もが住みやすいまち」をつくる

※第9回審議会の以下の意見を整理して基本理念を作成

地域のみんなで	ごみの適正処理	3Rを推進して
『コミュニティを意識した』 『みんなの力でつくって行きたい。』	『ごみの中身』 『出し方』	『3Rの実現に向けて』 『減量、削減』、『少なくしよう』
持続可能な	誰もが	住みやすいまちにする
『SDGsに配慮した』	『ライフスタイルの変化』 『全世代で取り組む』	『住みやすいまち、街づくりを』 『住みやすくなる』

(2) 基本方針

基本理念を実現するために、次の3つの基本方針を掲げる。

基本方針1 3R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進

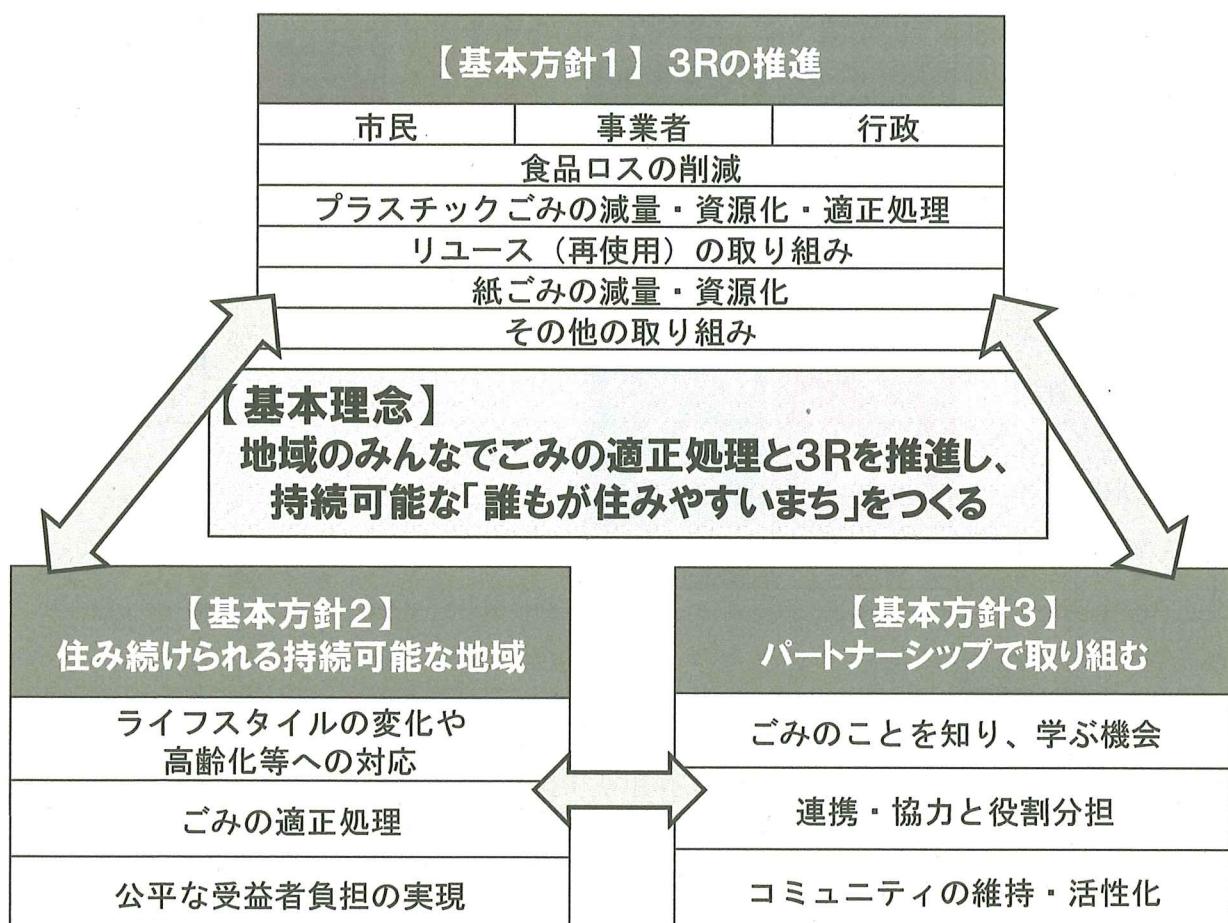
循環型社会形成の基本原則である3R(リデュース=発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=資源化)を、市民・事業者・行政が一体となって推進する。

基本方針2 住み続けられる持続可能な地域

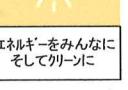
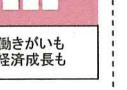
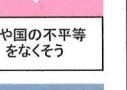
ライフスタイルの多様化や少子高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化する中で、市民が等しくごみを処理し、3Rに取り組むことができるよう、サポートする。

基本方針3 パートナーシップで取り組む

「ごみ」や「環境」に関する問題は、すべての人に共通する問題であり、地域課題や行政の施策について、三者(地域住民・事業者・行政)が交流し、情報共有する機会を確保し、一体となって取り組む。



基本方針と SDGs の 17 目標の関係は次のとおりであり、方針と関連の深い施策を通じて、目標達成を目指す。

	基本方針と関わりが深い目標				市の取り組みを通じて達成する目標
【基本方針1】 3R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進	9 産業と技術革新の基盤をつくろう  産業と技術革新の基盤をつくろう	12 つくる責任 つかう責任  つくる責任 つかう責任	1 貧困をなくそう  貧困をなくそう	2 飲料をゼロに  飲料をゼロに	
【基本方針2】 住み続けられる持続可能な地域	11 住み続けられるまちづくりを  住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を  気候変動に具体的な対策を	3 すべての人に健康と福祉を  すべての人に健康と福祉を	6 安全な水とトイレを世界中に  安全な水とトイレを世界中に	5 ジェンダー平等を実現しよう  ジェンダー平等を実現しよう
【基本方針3】 パートナーシップで取り組む	14 海の豊かさを守ろう  海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう  陸の豊かさも守ろう	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も  働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう  人や国の不平等をなくそう
	4 質の高い教育をみんなに  質の高い教育をみんなに	17 パートナーシップで目標を達成しよう  パートナーシップで目標を達成しよう			16 平和と公正をすべての人に  平和と公正をすべての人に

(3)計画期間

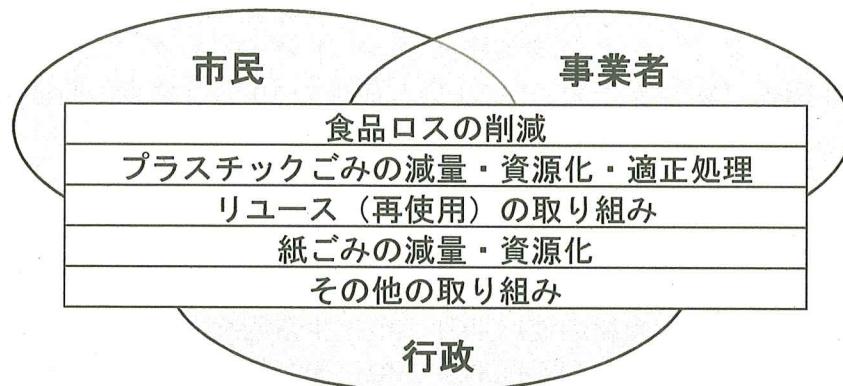
本計画の計画期間は、初年度を令和3年度、目標年度を令和12年度とした10年間とし、中間目標年度である令和7年度に見直しを行う。

(4) 基本方針に向けた具体的施策

本市において推進する取り組みの具体的な内容は以下のとおりとする。

■基本方針1 3R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進

これから持続可能な地域づくりに向けては、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指し、市民がライフスタイルを転換して、市民・事業者・市が一体となって、さらなる3Rに取り組む必要がある。



1. 食品ロスの削減

食品ごみ・生ごみの減量は、市民一人ひとりのライフスタイルや事業活動の見直しにより実現できるものであるため、継続的かつ効果的な啓発に努める。

2. プラスチックごみの減量・資源化・適正処理

プラスチックごみは年々増加し、資源化可能なものであっても、汚れのあるものや適正に分別されないものは最終的には埋立ごみとなる。また、不適正に排出されたものは海洋プラスチックにもなる。市民一人ひとりによるプラスチックごみの減量と分別の徹底、適正排出に向けた取り組みにより、プラスチックの資源化、最終処分場の延命、環境負荷の低減に努める。

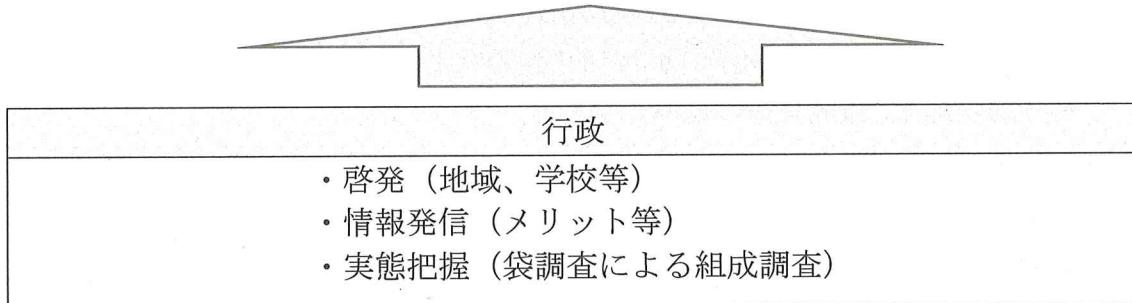
3. リユース（再使用）の取り組み

リユースは、循環型社会形成に向けた重要な取り組みの一つであり、人と人の繋がり、コミュニティ形成の効果も期待されるものであるため、引き続き効果的な啓発に努める。

4. 紙ごみの減量・資源化

可燃ごみの組成調査結果を見ると、資源化可能な紙類が約18%あり、資源化拡大の可能性がみられる。このため、さらなる紙ごみの減量・資源化に向け、啓発・支援に努める。

食品ロスの削減	
市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】	
<ul style="list-style-type: none"> ・3キリ（使い切り、食べ切り、水切り） ・生ごみの堆肥化 	
【飲食店で外食する際の取り組み】	
<ul style="list-style-type: none"> 食べ切り ⇔ 小盛メニュー 持ち帰り ⇔ ドギーバッグ 	
・3010運動（宴会等で最初の30分と最後の10分は食事の時間とする）	
【食べ残しぜロ推進店舗】	
利用 ⇔ 登録	
【小売店で買物をする際の取り組み】	
<ul style="list-style-type: none"> 食材の使い切り ⇔ 少量販売（ばら売り） 商品の手前取り ⇔ 売り切り、販売期限が近い商品の販促 	
消費・賞味期限の理解 ⇔ 表示見直し	
【保管や調理の工夫】	
<ul style="list-style-type: none"> ・家の食材チェック ・食品ロス日記等の調査 ・冷蔵庫整理の促進 ・食材保存方法の工夫 	



プラスチックごみの減量・資源化・適正処理	
市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイ容器やレジ袋の使用抑制、簡易包装 ・マイボトル・マイバッグの利用 ・詰め替え商品の使用 ・プラ容器・ペットボトルの分別・資源化 	
【小売店での簡易包装・レジ袋削減】	
利用 ⇔ 対応	
【小売店での店頭回収】	
利用 ⇔ 設置	
<ul style="list-style-type: none"> ・使わないライフスタイル ・ごみの持ち帰り 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正処理（産業廃棄物として処理）



行政
<ul style="list-style-type: none"> ・リユース食器の利用 ・ごみ処理手数料の見直し ・排出機会の拡充、月2回収集 ・簡易包装、レジ袋削減の取り組み推進のための協議の場の設置 ・使い捨てプラスチックの使用削減

リユース（再使用）の取り組み	
市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】	
<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し使う、修理して使う ・必要とする人に使ってもらう（フリーマーケット、バザー、インターネットでのフリーマーケットサービスの利用など） ・退蔵品（不要になつても捨てずに取つておいているもの）の有効活用 	
【小売店での修理対応】	
ものを修理して使う ⇔ 修理対応	
	
行政	
<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、提供 ・リサイクルプラザやおもちゃ交換会などのリユース事業、イベントの活性化・充実 ・フリーマーケット等のリユース活動や、リペア情報（修理対応店舗等）の発信 ・リユース食器の利用機会の拡充 	

紙ごみの減量・資源化	
市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレスの推進 ・資源化できる紙の分別、雑紙（その他の紙）の分別
・集団回収の活用	・シュレッダー古紙や機密文書等の資源化
行政	
<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収の活性化 ・情報収集、提供（資源化ルートの確保、古紙等取扱業者との連携） ・排出機会の確保 ・事業系紙ごみの搬入抑制策 ・会議等のペーパーレス化、デジタル化 	

その他の取り組み	
市 民	事 業 者
【市民・事業者に共通する取り組み】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない行動、ライフスタイル、事業活動の推進 ・環境負荷の少ない商品の購入
・使用済小型家電の分別 ・集団回収やリユース活動への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの適正処理の徹底、減量への取り組み ・マイリサイクル店への参画など、3Rを意識した事業活動の推進
行政	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみ量の実態把握 ・事業者責任の明確化 ・多量排出事業者による減量計画、市への報告の義務化 ・事業系ごみを生活ごみとして（または装って）地域のごみ集積所に排出する不適正排出への対応 ・環境負荷の少ない製品を積極的に調達する。 	

■基本方針2 住み続けられる持続可能な地域

地域社会の高齢化や人口減少が進み、市民の生活様式・ライフスタイルも多様化し、地域の状況は年々変化している。

また、食品ロスの問題やプラスチックの削減・資源化、海洋プラスチック問題など、ごみの適正処理、3Rの推進、環境美化において、地域社会には新たな課題に対応するためさらなる取り組みが求められている。

こうした中、住み続けることができる持続可能な地域に向けて、ごみの適正処理や3Rの推進、環境美化の取り組みに市民が等しく参画できる仕組みづくりを行う。

<p>1.ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応</p> <p>①高齢者等へのごみ排出支援</p> <ul style="list-style-type: none">(1)排出困難者への戸別収集の実施(2)在宅医療等廃棄物の排出支援(3)紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点の拡充 <p>②排出機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none">(1)ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集(2)拠点回収(3)排出機会の確保に向けた取り組み <p>③ごみ排出に係る地域負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none">(1)立ち番の任意化検討(2)集積所の管理ルールの整備(3)学習機会の確保	<p>2.ごみの適正処理</p> <p>①ごみ処理体制の維持</p> <ul style="list-style-type: none">(1)ごみ処理施設の整備、維持管理(2)ごみ処理体制の確保 <p>②環境美化、環境負荷の低減</p> <ul style="list-style-type: none">(1)海洋プラスチックへの対応(2)プラスチック削減に向けた新たな取り組み(3)環境美化の推進(ボランティア清掃活動、不法投棄対策)(4)地球温暖化対策への配慮(5)ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減	<p>3.公平な受益者負担の実現</p> <p>①ごみ処理手数料の見直し</p> <p>②不適正排出への対応</p> <ul style="list-style-type: none">(1)事業系ごみの適正処理、減量・資源化の推進(2)不適正なごみ搬入への対応
---	--	--

1. ライフスタイルの変化や高齢化への対応

①高齢者等へのごみ排出支援

(1) 排出困難者への戸別収集の実施

自らごみ出しができない高齢者等で、ホームヘルプサービスを利用しているなどの一定の要件を満たした人を対象に民間事業者を活用した戸別収集を実施。実施にあたっては、家族力・地域力の低下を招かないよう留意する。

(2) 在宅医療等廃棄物の排出支援

在宅医療で発生する点滴・透析バッグ等のごみについて、ごみを排出しやすいよう、排出方法を見直す。

(3) 紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点の拡充

おむつを使用する人のごみ排出を支援するため、紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点を拡充する。

②排出機会の確保

(1) ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集の実施

ペットボトル・プラスチック容器包装類について、不燃ごみ集積所で月2回収集を実施する。

また、既存の可燃ごみ集積所での排出や、さらなる収集回数の拡充については、次回5年後の計画見直しに向けて、他市の状況を調査し、本市での導入について検討する。

(2) 拠点回収

1) 公共施設での拠点回収

古紙と小型家電については、回収拠点の排出秩序の維持が課題となっているが、排出利便を損なうことがないよう、可能な形での存続を検討する。

また、指定ごみ袋制による有料化の対象となるペットボトル・プラスチック容器包装類の拠点回収については、現状のまでの存続は困難であるが、排出利便に資する新たな手法について検討する。

2) 小売店への店頭回収

小売店等に対して、簡易包装の推進や自主的な回収をさらに充実するよう働きかけを行う。

3) 集団回収、古紙等取扱業者の活用

拠点型の集団回収や、古紙等取扱業者に関する情報提供など、情報発信等を行う。

(3) 排出機会の確保に向けた取り組み

集団回収活動団体の広報、古紙等取扱業者に関する情報の発信

③ごみ排出に係る地域負担の軽減

(1) 立ち番の任意化検討

ペットボトル、プラスチック容器包装類の月2回収集に係る、追加的な収集日については立ち番を任意化する。

また、不燃ごみの有料化による新たなごみ排出ルールの定着状況を見ながら、集積所の秩序維持の観点からの必要性、また、地域事情を考慮して、立ち番の任意化を検討する。

(2) 集積所の管理ルールの整備

立ち番の任意化に合わせて、集積所の管理ルールを整備・提供する。

(3) 学習機会の提供

行政による出前講座や説明会など、地域と行政がそれぞれの課題を共有する機会を設ける。

2. ごみの適正処理

①ごみ処理体制の維持

(1) ごみ処理施設の整備、維持管理

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理においては環境負荷の低減を図る。また、施設周辺の生活環境や事業活動に支障が生じることがないよう、適切な維持管理を図る。

1) 清掃事務所

長寿命化工事の実施を進めるとともに、焼却灰(飛灰)のリサイクル体制の構築を図る。また、整備後には、残供用年数を見据えた中間処理体制の維持・構築について検討する。

また、施設周辺の交通渋滞により、生活や事業活動に支障が生じることがないよう、必要な対策を検討する。

2) リサイクルプラザ

大規模改修実施の具体化を図るとともに、残供用年数を見据えた中間処理体制の維持・構築について検討する。

また、施設周辺の交通渋滞により、生活や事業活動に支障が生じることがないよう、必要な対策を検討する。

3) 最終処分場

次期最終処分場の増設工事の終了後は、残供用年数を見据えた最終処分体制の維持・構築について検討する。

(2) ごみ処理体制の確保

平時の一般廃棄物の収集、中間処理、最終処分と、各種減量施策等の実施体制と、災害時の円滑なごみ処理体制を確保する。

② 環境美化、環境負荷の低減

(1) 海洋プラスチックへの対応

風や大雨等による非意図的なプラスチックごみの発生の抑制に向けた啓発を行うとともに、海洋関連団体等と連携し、発生抑制に向けた協議を行う。

海洋プラスチックの回収については、本市のごみ処理体制への影響が大きく、また、多額の費用を要することから、国等の施策を積極的に活用する。

(2) プラスチック削減に向けた新たな取り組み

ペットボトル・プラスチック容器包装類の指定ごみ袋制による有料化を実施し、発生抑制と資源化を図る。

また、現在、国ではプラスチックのさらなる資源化施策を検討しているところであり、そうした国の動向を踏まえ、必要に応じて対応を検討する。

(3) 環境美化の推進

1) ボランティア清掃活動支援

既存の環境美化団体や自治会、個人のボランティア清掃活動を支援するとともに、レジャーごみの持ち帰りを啓発する。

また、海洋プラスチック問題により、あらためてボランティア清掃活動の重要性が認識される中、ボランティア清掃活動の活性化について検討する。

2) 不法投棄防止のための取り組み

不法投棄監視パトロールの実施や啓発看板等の提供など、不法投棄防止に向けた取り組みを継続する。

また、京都府、警察等の関係機関との連携を図る。

(4) 地球温暖化対策への配慮

3R の推進やごみ処理の効率化等を通じて、温室効果ガスの排出抑制に努める。

(5)ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減

ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減を図る。また、3Rを推進し中間処理施設の負担軽減と、最終処分場の延命を図る。

3 公平な受益者負担の実現

①ごみ処理手数料の見直し

埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類の処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収は、市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、3Rの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であり、本市において導入する。

一方で、この手数料の見直しにより、新たな市民負担が発生し、その負担感は市民それぞれに異なることから、導入にあたっては次の事項に留意し、市民の理解のもと進める必要がある。

- 新たな市民の負担は、本市の持続可能な地域づくりと、公平な受益者負担の実現を考慮して適正な水準とする。
- 本市のごみの状況やごみ処理施設に関する情報、ごみ処理に要する費用、手数料収入とその使途をしっかりと広報するとともに、見直しにあたっては市民に対して丁寧な説明を行う。特に以下の点をしっかりと伝えること。
 - ・ 不燃ごみの分別区分の見直しにより分別は進むことになったが、本市の1人1日あたりごみ排出量は全国的にも多く、今の環境をよりよい形で次世代へつないで行くため、そして市民の将来的な負担を減らすため、有料化による現世代の協力が不可欠であること。
 - ・ 人口減少に伴う市民1人あたりのごみ処理費用増加、施設更新の必要性、施設維持に要する各種資機材や人件費の高騰、消費税増税等により費用が増加しており、現在のごみ処理手数料は、こうした負担増やこれからのごみ処理体制・施設を維持するために十分な水準ではないこと。
 - ・ 施設への直接搬入増加が施設周辺の環境悪化や施設の運営費用増加につながっており、さらに進むと施設運営や施設周辺での生活や事業活動に支障が生じることになりかねないこと。

※詳細は、添付資料の令和元年11月26日付け「ごみ処理手数料の見直しについて」中間答申を参照。

②不適正排出への対応

(1) 事業系ごみの適正処理、減量・資源化の推進

事業系ごみについては、事業所の規模や業種により、様々なごみが排出される。このため、事業所ごとに取り組むべき内容が異なるため、啓発にあたっては、既存の行政データや資料を活用し、効率的な方法を検討する。

1) 事業系ごみの適正排出

- ・分別排出ルールを周知するためのパンフレット等の啓発資材の作成
- ・生活ごみとして事業系ごみを地域のごみステーションに排出しないよう啓発・指導の強化

2) 事業系ごみの減量・資源化

- ・事業系ごみ量の実態把握
- ・多量排出事業者に対する減量計画策定の義務付け
- ・焼却処理施設への紙ごみの搬入規制や資源化ルートの確保

(2) 不適正なごみ搬入への対応

越境ごみや産業廃棄物の不適正搬入などを防止するため、他市の事例を参考にしながら、施設搬入受付時の確認、搬入物検査や展開検査の実施、直接搬入に対する搬入許可証、搬入予約制の導入検討など、受付時の体制や指導の強化に取り組む。

■基本方針3 パートナーシップで取り組む

「ごみ」や「環境」に関する問題は、老若男女、障害のある人、地域の繋がりを大切にしたいと思っている人も、そうでない人も、すべての人に共通する問題である。

ごみについて知り、学ぶ機会が無いことには、3R(ごみの減量、再使用、資源化)の取り組みにつながることがない。

また、3Rの取り組みは、市民だけではなく、事業者や行政が、それぞれの役割をしっかりと果たし、志を同じくして連携・協力して進める必要がある。

こうした連携・協力において、コミュニティは重要な役割を果たすことになる。しかし、人口減少・高齢化が進む中で活動継続が難しくなっている地域もあり、その維持・活性化方策の検討が不可欠となる。

こうした地域の課題や必要な取り組みについて、地域住民や事業者、行政がパートナーシップで取り組むこととする。

ごみのことを知り、
学ぶ機会

パートナーシップで取り組む

連携・協力と役割分担
(市民(団体)、事業者、行政)

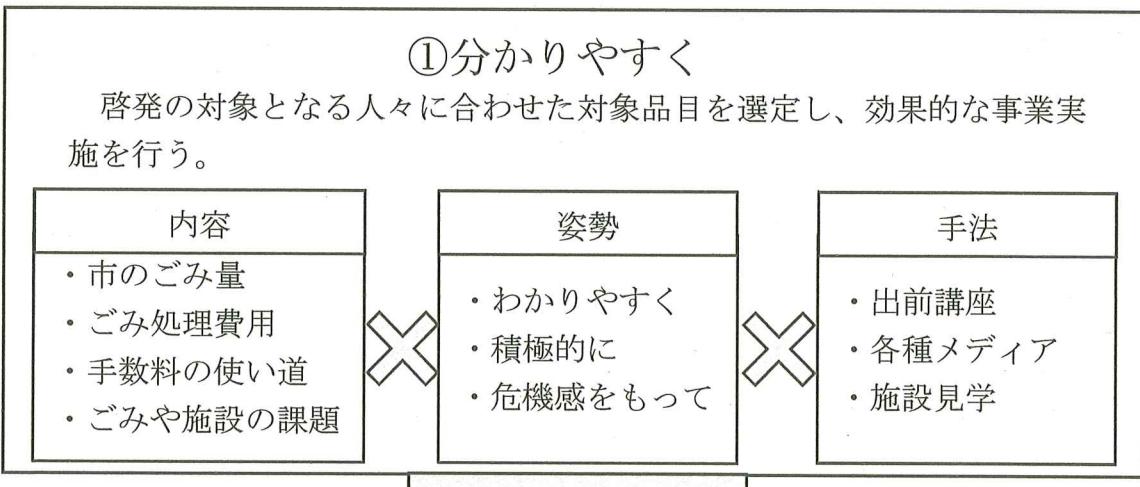
コミュニティの
維持・活性化

1. ごみのことを知り、学ぶ機会

市民がごみのことを知り、学ぶ機会を提供するとともに、様々な工夫をして情報発信、事業実施を行う。

①分かりやすく

啓発の対象となる人々に合わせた対象品目を選定し、効果的な事業実施を行う。



市民の理解・取り組みを醸成

②相手の関心に合わせる

啓発の対象となる人々に合わせた対象品目や事業手法を選定し、効果的な事業実施に取り組む。

③プラスアルファの工夫

ごみ減量や啓発事業では、参加する楽しみやメリット、また、経済性を確保する等の工夫を取り入れる。

具体的なイメージ

子供や親の
関心が高い

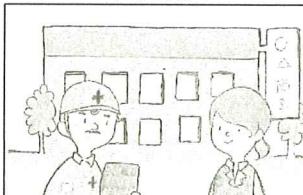
おもちゃ交換会



リユースを学
習しながら、
おもちゃを手
に入れる

事業所向け
パンフレット

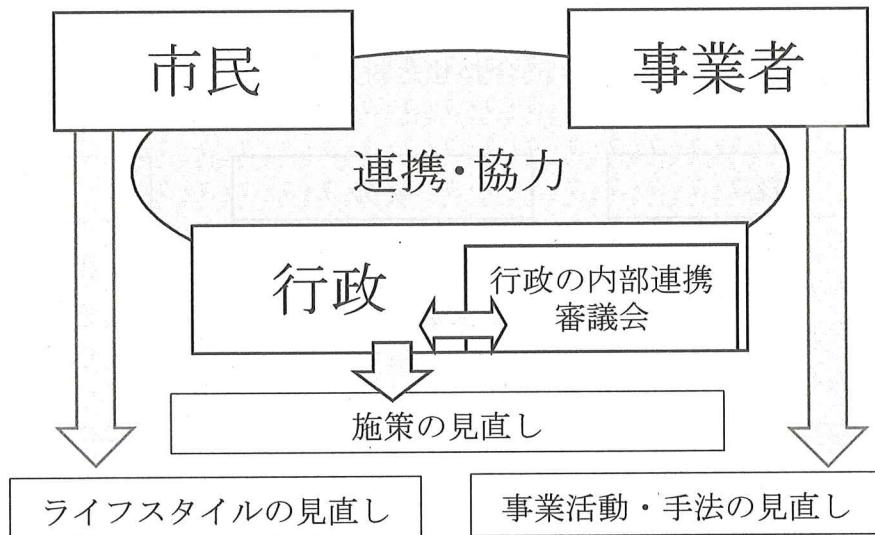
事業所



経済性確保
経費節減

2. 連携・協力と役割分担

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協力を推進する。



○連携・協力のイメージ

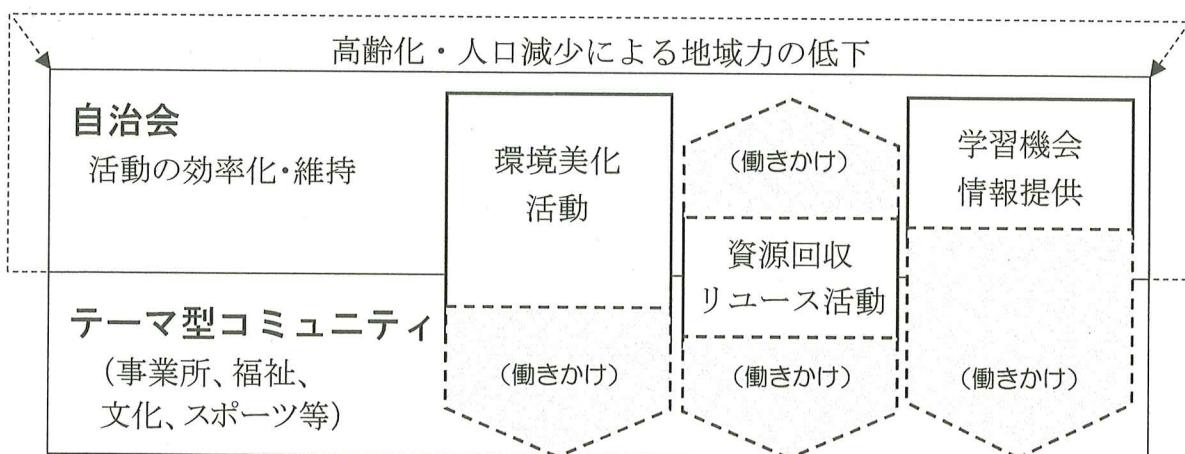
- ・簡易包装や店頭回収の推進に向けた市民・事業者・行政の協議の場の設置。
- ・環境面で良い取り組みを実施している事業所を利用しようとする市民の気運醸成。
- ・紙ごみの資源化推進に向けた、古紙等取扱業者や再生メーカーと連携、資源化ルートの情報提供。
- ・販売者及び生産者自らのごみの資源化への協力要請。
- ・市の事業の進捗状況を報告や協議などの審議会との連携。

3. コミュニティの維持・活性化

自治会等の地域コミュニティは、ごみ分別の学習機会の確保や高齢者等への支援など、本市のごみ処理施策の推進や地域づくりにおいて大きな役割を果たしている。

パートナーシップによる取り組みを進める上では、情報や学習機会の提供、連携・協力の対象となる地域コミュニティを維持、活性化する必要がある。

こうした、地縁型コミュニティだけではなく、職域や福祉団体などのテーマ型コミュニティに対しても参画の働きかけを行う。



○維持・活性化のイメージ

【自治会】

- ・立ち番の任意化
- ・集積所の管理ルールの整備
- ・効率的な自治会運営に向け、効率化の手法や取り組み、工夫等を共有し、情報交換できる仕組みづくり

【事業所や各種団体(テーマ型コミュニティ)】

- ・資源回収活動やリユース活動への参加や利用を促す情報の発信。
- ・環境美化活動の参加呼びかけ。
- ・学習機会の呼びかけ、提供。

(5)ごみ減量の目標

本答申では、ごみ減量において最も重要な指標となる1人1日あたりごみ量について、次のとおり減量目標を設定する。

	原単位	削減重量	削減比率	国の基本方針
R1 現状				850g(目標:R7年)
R12 目標				

6. おわりに

第5期舞鶴市廃棄物減量等推進審議会では「ごみ処理手数料の見直し」「舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直し」について議論を行った。

審議会では、舞鶴市のごみに関する課題について情報共有し、議論を重ね今回の意見のとりまとめに至ったものであるが、現状においては市民とこうした課題や情報が十分に共有されているとは言えない。

市においては、今後、手数料見直しについて市民に説明する際には、ごみ処理施設に関する長期的な展望や現在のごみ処理の状況等を市民にしっかりと情報発信し、市民理解のもと新たな制度に移行できるよう努められたい。

また、市においては、本答申の内容を尊重し、基本計画の見直しや、施策実施に向けては、本審議会にしっかりと説明を行うよう要請する。

SDGs 未来都市である本市において、本答申が、循環型社会の形成と住み続けられる持続可能な地域の創造に大きく寄与することを期待する。

添付資料

- ・第5期舞鶴市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
- ・諮問書
- ・審議経過
- ・第4期舞鶴市廃棄物減量等推進審議会答申
- ・第5期舞鶴市廃棄物減量等推進審議会
「ごみ処理手数料の見直しについて」中間答申